

菊川市に家を建てられた方へ



菊川市に家を建てると、
最大250,000円の補助金がもらえます。

活力に満ちた元気なまちづくりを目指し、若者世帯及び子育て世帯の住宅取得を支援するため、住宅の取得にかかった費用の一部を予算の範囲内で補助しています。

しあわせのわ きくがわのわ わかもののわ

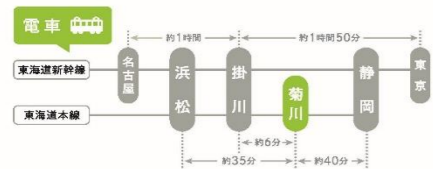


菊川市ってどんなところ？

菊川市は静岡県の西部に位置し、温暖な気候に恵まれた自然豊かなまちです。市の中心には、市名の由来である河川「菊川」が流れ、市の東側の丘陵には日本一大茶園として名高い「牧之原大茶園」が広がっています。

一方でJR菊川駅や東名高速道路菊川インターチェンジを有し、また、近隣には東海道新幹線掛川駅、富士山静岡空港がある利便性を活かし、県内外から人や企業が集まる賑わいも持ち合わせています。

良好なアクセスを活かし、自然豊かな菊川にマイホームを構えて、静岡や浜松にある会社や学校に通い、オンとオフのメリハリをつけながら暮らす人もいます。



【若者世帯定住促進補助制度のあらまし】

補助の対象となる方

取得した住宅に住民票を移す直前、市外の住宅又は市内の賃貸住宅に1年以上継続して住んでいて、菊川市内に住宅を取得した次のいずれかに該当する人です。

- (1) 夫又は妻のいずれかが満40歳未満である夫婦のいる世帯に属する夫又は妻。
 - (2) 配偶者のいない満40歳未満の親と子がいる世帯に属する親。
- ※満40歳未満とは、取得した住宅に住民票を移した日時点のことをいいます。
※市外から菊川市に転入する方に限り、同居する子どもの就園や就学の都合で一時的に菊川市内の実家等へ住民票を移していても、補助の対象となる場合があります。詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

補助対象条件

補助金を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 菊川市に定住するために、市内で取得した住宅であること。
※住宅とは、玄関、居室、台所、トイレ及び浴室を備えている戸建て住宅若しくは居住部分の床面積が2分の1以上の併用住宅又はマンションをいいます。
※取得とは、住宅の新築又は建売住宅、分譲マンション若しくは中古住宅を購入することをいいます。
- (2) 取得した住宅の保存登記又は所有権移転登記がされていること。
- (3) 取得した住宅に住民票が移され、居住していること。
- (4) 住宅の取得が平成28年4月1日以降であること。
- (5) 取得した住宅に住民票を移してから6か月以内の補助申請であること。
- (6) 取得した住宅に居住する人に、市税の滞納がないこと。
- (7) 取得した住宅が、関係法令に違反していないこと。

補助の金額

一般世帯の場合

住宅本体の取得費用の10分の1以内で、最大250,000円

三世帯同居又は三世帯隣接住宅の場合

住宅本体の取得費用の10分の2以内で、最大400,000円

- ※三世帯同居住宅とは、補助対象の方とその親又は祖父母及び小学生以下の子からなる三世帯が同居するための住宅のことをいいます。
※三世帯隣接住宅とは、補助対象の方と小学生以下の子からなる世帯が、親又は祖父母が所有し、かつ、居住する住宅に隣接し、居住する住宅のことをいいます。

補助金の申請手続き

住宅を新築した場合、新築住宅を購入した場合、中古住宅を購入した場合に応じて準備していただく書類がありますので、下記二次元バーコードからホームページをご覧ください。都市計画課までお問い合わせください。



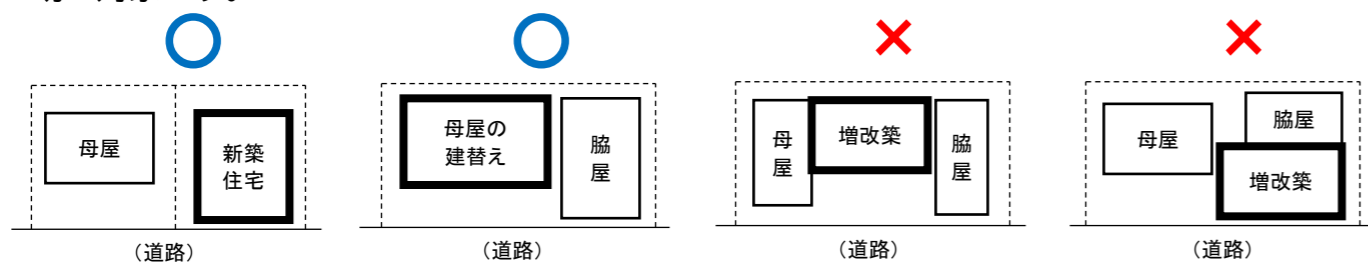
※この補助金は、各年度ごとに予算の範囲内で実施します。予算が無くなり次第、受付終了となります。

お問い合わせ先

菊川市役所建設経済部都市計画課 〒439-8650 菊川市堀之内61
電話 0537-35-0957 (直通) ファクシミリ 0537-35-2111

【若者世帯定住促進補助金FAQ】

- Q. 満40歳未満とは、いつの時点のことを言いますか？
- A. 取得した住宅に住所を移動した日時点のことを言います。
- Q. 補助金の申請はいつまでできますか？
- A. 転入または転居届により住所を取得した住居に異動した日から起算して6カ月以内です。
- Q. 年度途中で市の予算がなくなり申請を受付してもらえませんでした。次の年度に申請しても受付可能ですか？
- A. 申請日が取得した住宅に住所を移動した日から6カ月以内であれば受付可能です。
- Q. 親との共有名義で住宅を取得した場合、補助金額はどうなりますか？
- A. 補助対象者または、補助対象者夫婦の持分の率を取得費に乗じた額の10分の1（三世帯同居・隣接住宅の場合は10分の2）に相当する額と、25万円（三世帯同居・隣接住宅の場合は40万円）のいずれか小さい額が補助金の額となります。
- Q. 親が建築した住宅に住んでいて建替えた場合は対象となりますか？
- A. 単なる建替えになるので対象とはなりません。ただし、市外に在住、若しくは市内の賃貸住宅に住んでいて、補助対象者が親と同居するため建替えた場合は補助の対象となります。
- Q. 補助金を受領後、10年以内に転出する場合は補助金返還の対象になりますか？
- A. 転勤等、やむを得ない事情を除き、居住年数に応じた金額が返還対象になります。
- Q. 建売住宅を購入しましたが、土地代も補助金の対象となりますか？
- A. 中古住宅も含め、土地代は対象外です。
- Q. 住宅建築中、一時的に賃貸住宅に仮住まいしていた場合は対象となりますか？
- A. 対象とはなりません。補助金を申請する前に、**1年以上継続して市外の住宅（賃貸含む）**または市内の賃貸住宅に居住していることが条件となります。
- Q. 倉庫兼脇屋を増築又は改築した家を建てましたが、補助の対象になりますか？
- A. 対象とはなりません。玄関、居室、台所、トイレ及び浴室を備えた戸建て住宅（居住部分が床面積の2分の1以上の併用住宅を含む。）又はマンションを、新築したり購入したりした人が補助の対象です。

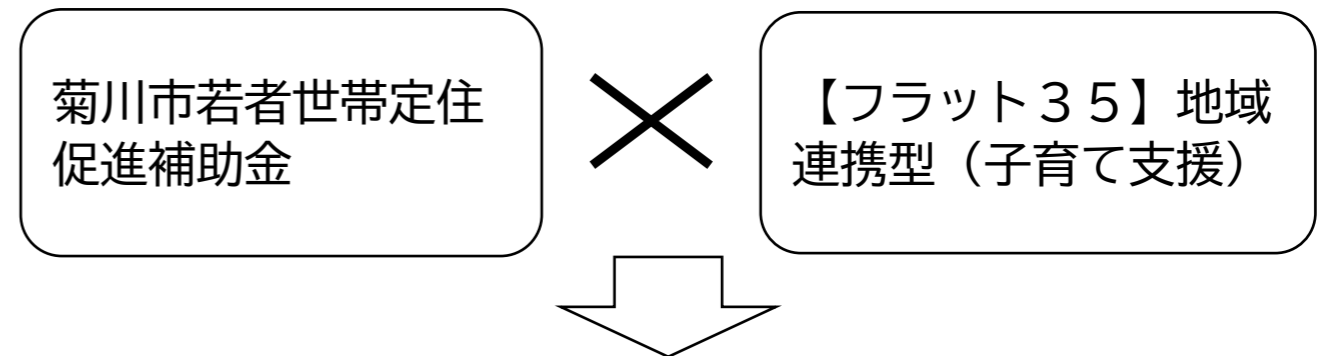


- Q. 子どもの保育所や学校の都合で一時的に実家に住民票を移しましたが、補助対象外になってしまいますか？
- A. 市外から菊川市に転入する方に限り、同居する子どもの就園や就学の都合で住民票を移した場合は補助の対象となります。ただし、住所の異動が住宅の工事請負契約日又は売買契約日以降であり、かつ、その住所異動日より前1年間に菊川市内に住民登録がない方に限ります。

【フラット35】地域連携型と併用できます

菊川市若者世帯定住促進補助金を受けた方で【フラット35】地域連携型（子育て支援）を利用すると、当初10年間の借入金利が0.25%引き下げられます。
この制度を利用するには、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」を菊川市から交付を受ける必要があります。

※このほかにも、【フラット35】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、住宅金融支援機構のホームページ等をご確認ください。



【フラット35】地域連携型
当初の10年間の借入金利 年0.25%引き下げ

【フラット35】Sとの併用で
当初の10年間の借入金利 年0.5%引き下げ

お問い合わせ先

住宅金融支援機構のホームページはこちらからご覧ください。

住宅金融機構お客さまコールセンター
電話 0120-0860-35
営業時間 午前9時から午後5時
※祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。



菊川市への移住・定住をサポートするメニューは他にもあります。

菊川市への移住・定住を支援する補助制度は、他にもあります。下記二次元バーコードからご確認ください、菊川市への移住・定住をご検討ください。

